

第 59 回兵庫県献血推進協議会資料

日 時 令和5年3月7日（火）
午後2時から4時

場 所 兵庫県薬剤師会館 4階会議室

兵庫県保健医療部薬務課

目 次

<報告事項>

- I 献血者数等の状況について . . . P1
- II 年代別献血状況について . . . P4
- III 献血普及啓発事業等の実施状況について . . . P6
- IV 血液製剤の適正使用等の推進状況について . . . P9
- V 造血幹細胞移植の普及啓発事業の推進等について . . . P11
- VI 明石運転免許試験場献血ルームの閉所について . . . P22

<協議事項>

- 令和5年度兵庫県献血等推進計画（案） . . . P28

I 献血者数等の状況について

1 令和3年度における献血者数等の状況

(1) 献血受付者と献血者数

	年間計画	実績	目標達成率	R2 年度実績	R2 年度比
受付者数	247,700 人	240,424 人	97.1%	244,916 人	98.2%
献血者数	212,857 人	216,567 人	101.7%	217,093 人	99.8%

出典：令和3年度兵庫県献血等推進計画、血液事業年度報(日本赤十字社)

(2) 献血方法別献血者数

	年間計画	実績	目標達成率	R2 年度実績	R2 年度比
200mL 献血	4,129 人	5,518 人	133.6%	5,155 人	107.0%
400mL 献血	143,173 人	144,948 人	101.2%	144,974 人	99.9%
血漿成分献血	42,985 人	43,097 人	100.3%	45,087 人	95.6%
血小板成分献血	22,570 人	23,004 人	101.9%	21,877 人	105.2%
献血量(推計)	93,949 L	95,430 L	101.6%	95,347 L	100.1%

出典：令和3年度兵庫県献血等推進計画、血液事業年度報(日本赤十字社)

2 令和4年度12月末における献血者数等の状況

(1) 献血受付者と献血者数

	年間計画	実績	目標達成率	R3 年 12 月末 実績	R3 年度 同期比
受付者数	243,600 人	180,175 人	74.0%	181,763 人	99.1%
献血者数	213,101 人	161,868 人	76.0%	163,509 人	99.0%

出典：令和4年度兵庫県献血等推進計画、兵庫県赤十字血液センター調べ

(2) 献血方法別献血者数

	年間計画	実績	目標達成率	R3 年 12 月末 実績	R3 年度 同期比
200mL 献血	3,909 人	4,228 人	108.2%	5,245 人	80.6%
400mL 献血	144,502 人	109,989 人	76.1%	144,110 人	76.3%
血漿成分献血	42,102 人	29,613 人	70.3%	35,546 人	83.3%
血小板成分献血	22,588 人	18,038 人	79.9%	23,390 人	77.1%
献血量(推計)	94,177 L	71,383L	75.8%	90,140 L	79.2%

出典：令和4年度兵庫県献血等推進計画、兵庫県赤十字血液センター調べ

令和3年度兵庫県献血状況(献血から供給まで)

兵庫県下=29市12町 人口約541万人(R4.3.1現在/推計)

献血受付者数
240,424 人
(前年度比 98.2%)

献血者数
216,567 人
(前年度比 99.8%)

県内血液供給数
634,042 単位
(前年度比 99.8%)
(約410医療機関宛)

男性	158,745	(66.0%)
女性	81,679	(34.0%)

男性	149,244	400mL献血	105,334	(70.6%)
		200mL献血	506	(0.3%)
		成分献血	43,404	(29.1%)
女性	67,323	400mL献血	39,614	(58.8%)
		200mL献血	5,012	(7.4%)
		成分献血	22,697	(33.7%)
献血者内訳	400mL献血	144,948	(66.9%)	
	200mL献血	5,518	(2.5%)	
	血漿成分献血	43,097		
	血小板成分献血	23,004		
	(成分献血計)	66,101	30.5%	

検査不合格数
3,567 人
(献血者数の 1.6%)

梅毒	480	0.22%
HBs抗原	72	0.03%
HBc抗体	466	0.22%
HCV抗体	85	0.04%
肝機能	1,670	0.77%
不規則抗体	128	0.06%
HTLV-I	207	0.10%
その他	524	0.24%
		重複あり

献血できなかった人数
23,857 人 (9.9%)
(前年度比 85.7%)

男性	149,244	(68.9%)
女性	67,323	(31.1%)

施設	種別	400mL	200mL	成分	合計
兵庫バス		36,050	1,884	0	37,934
豊岡バス		8,186	216	0	8,402
三宮出張所		17,002	1,099	24,417	42,518
三宮センター街出張所		15,688	0	0	15,688
新長田出張所		3,711	199	6,345	10,255
西宮出張所		12,577	712	7,360	20,649
明石出張所		9,786	271	3,797	13,854
尼崎出張所		6,829	283	10,862	17,974
姫路バス		21,858	440	0	22,298
姫路駅前通出張所		13,261	414	13,320	26,995
合計		144,948	5,518	66,101	216,567

製剤・区分	400mL(本)	200mL(本)	成分(本)	単位換算合計	前年度比	構成比
全血	0	0		0		0.0%
赤血球	118,178	5,349		241,705	101.3%	38.1%
血漿	30,357	478	6,110	85,632	97.2%	13.5%
血小板			30,530	306,705	102.8%	48.4%
計	148,535	5,827	36,640	634,042	101.5%	
前年度比	101.0%	110.3%	101.8%			
単位換算	297,070	5,827	331,145			
構成比	46.9%	0.9%	52.2%			

※平成31年4月より丹波市および丹波篠山市内の医療機関への輸血用血液製剤供給業務を京都府赤十字血液センターに移管。供給数は京都府赤十字血液センターからの供給分を含む。

2 献血場所・回数別の献血の状況等

(1) 献血場所別献血者数

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度 12 月末	
	献血者 (人)	構成比	献血者 (人)	構成比	献血者 (人)	構成比	献血者 (人)	構成比	献血者 (人)	構成比
献血バス	71,943	35.9%	73,092	35.1%	71,599	33.0%	67,800	31.3%	47,933	29.6%
ルーム	127,450	63.5%	133,871	64.3%	144,366	66.5%	147,933	68.3%	113,129	69.9%
オープン	1,225	0.6%	1,328	0.6	1,168	0.5%	834	0.4%	806	0.5%
合計	200,618	100.0%	208,291	100.0%	217,093	100.0%	215,567	100.0%	161,868	100.0%

出典：血液事業年度報(日本赤十字社)、兵庫県赤十字血液センター調べ

(2) 令和 3 年度献血回数別献血者数

	献血バス	ルーム	オープン	人数計
1 回	34,212 人	44,650 人	593 人	79,455 人
2 回	11,646 人	13,745 人	104 人	25,495 人
3 回	3,401 人	6,664 人	11 人	10,076 人
4 回以上	23 人	6,891 人	0 人	6,914 人

出典：兵庫県赤十字血液センター調べ

(3) 令和 3 年度新規・再来別献血者

	献血者数	新規献血者数	再来献血者数
人数	216,567 人	10,877 人	205,690 人
構成比	100.0%	5.0%	95.0%

出典：兵庫県赤十字血液センター調べ

(4) 献血ができなかった人数の理由別推移

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度 12 月末	
	人数 (人)	構成比	人数 (人)	構成比	人数 (人)	構成比	人数 (人)	構成比	人数 (人)	構成比
血色素	17,392	56.4%	17,524	55.7%	14,874	53.5%	10,923	45.8%	7,908	43.2%
血圧	1,450	4.7%	1,608	5.1%	1,904	6.8%	1,706	7.2%	1,231	6.7%
服薬	1,283	4.2%	1,377	4.4%	1,248	4.5%	1,278	5.4%	1,037	5.7%
問診等その他	10,721	34.8%	10,970	34.8%	9,797	35.2%	9,950	41.7%	8,131	44.4%
合計	30,846	100.0%	31,479	100.0%	27,823	100.0%	23,857	100.0%	18,307	100.0%

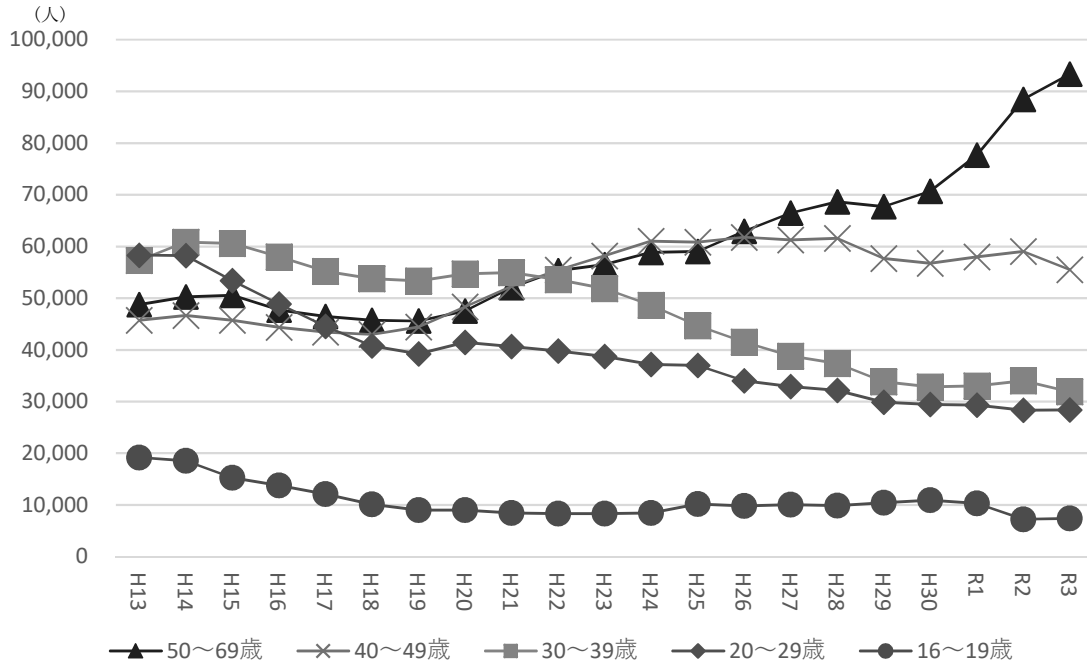
※ 構成比は端数処理しているため、合計が必ずしも 100%にならない。

※ 「問診等その他」は、B 型・C 型肝炎ウイルス、ヒト免疫不全ウイルスの持続保有者、欧州での長期滞在経験者、海外旅行直後の者及び体重不足などである。

出典：血液事業年度報(日本赤十字社)、兵庫県赤十字血液センター調べ

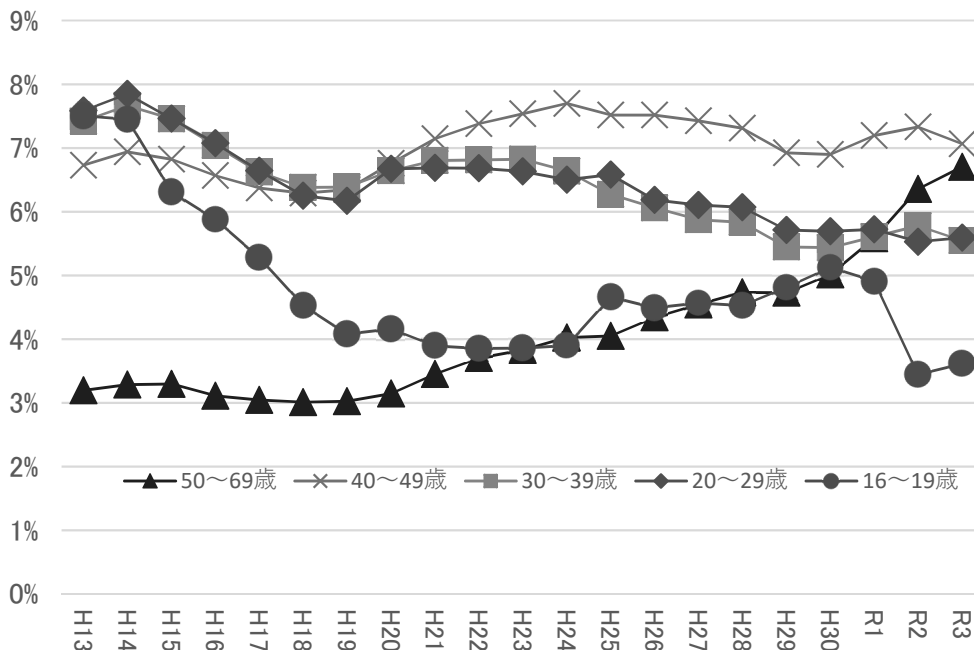
Ⅱ 年代別献血状況について

1 県内の年代別献血者数の推移



血液事業年報（日本赤十字社）から作成

2 県内の年代別献血率の推移



血液事業年報（日本赤十字社）と住民基本台帳から作成

3 令和3年度年代別献血者数等

	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳	合計
200mL献血	1,979	1,238	475	652	1,174	5,518
400mL献血	4,784	20,899	22,129	36,914	60,222	144,948
血漿成分献血	512	4,812	6,091	10,892	20,790	43,097
血小板成分献血	115	1,465	3,201	7,059	11,164	23,004
献血者数	7,390	28,414	31,896	55,517	93,350	216,567
構成比	3.4%	13.1%	14.7%	25.6%	43.1%	
年代別献血率	3.6%	5.6%	5.5%	7.1%	6.7%	

※ 構成比は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にならない。

出典：令和3年度兵庫県献血等推進計画、血液事業年度報（日本赤十字社）、兵庫県赤十字血液センター調べ

4 献血推進に係る中期目標、年代別献血者数目標との比較

	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳
国献血推進2025(R7)中期目標献血率	6.6%	6.8%	6.6%		
県年代別献血者数(R3)目標 (A)	11,999人	32,518人	37,715人		
県年代別献血者数(R3)実績 (B)	7,390人	28,414人	31,896人	55,517人	93,350人
県年代別献血率(R3)実績	3.6%	5.6%	5.5%	7.1%	6.7%
目標対する実績比(R3) (B)/(A)	61.6%	87.4%	84.6%		

出典：令和3年度兵庫県献血等推進計画、血液事業年度報（日本赤十字社）

Ⅲ 献血普及啓発事業等の実施状況について

1 献血推進キャンペーンの実施

(1) 愛の血液助け合い運動（7月：全国一斉）

- ・ 市町、公共施設等における啓発ポスター等の一斉掲示
- ・ 県、市町の広報誌等による広報活動の実施

(2) はたちの献血キャンペーン（1～2月：全国一斉）

- ・ 市町、公共施設等における啓発ポスター等の一斉掲示
- ・ 各市町における広報誌等による広報活動の実施

2 大学生ボランティア献血推進イベント事業

兵庫県学生献血推進協議会が中心となって企画したイベントを県内各地で実施。

【令和3年度に実施した主なイベント】

活動日	イベント名	実施場所
10月17日	オータム献血キャンペーン	姫路みゆき献血ルーム
10月23日	オータム献血キャンペーン	姫路みゆき献血ルーム
12月5日	全国学生クリスマス献血キャンペーン	新長田鉄人前献血ルーム
12月12日	全国学生クリスマス献血キャンペーン	ミント神戸15献血ルーム
3月6日	近畿統一キャンペーン	にしきた献血ルーム

出典：兵庫県赤十字血液センター調べ

【令和4年度に実施した主なイベント】

活動日	イベント名	実施場所
8月20日	サマーキャンペーン	ミント神戸15献血ルーム
10月22、23日	ぼうさいこくたい2022	HAT神戸
12月10日	全国学生クリスマス献血キャンペーン	塚口さんさんタウン献血ルーム
12月18日	全国学生クリスマス献血キャンペーン	イオンモール榎原（交流）
3月5日	近畿統一キャンペーン	にしきた献血ルーム

出典：兵庫県赤十字血液センター調べ

3 若年層に対する献血普及啓発

(1) 高校生献血推進ボランティア事業

- ・ 主に文化祭の場を活用し、献血啓発コーナーの設置やパネル展示等の啓発活動を行う。
- ・ 同年代の生徒からの呼びかけにより、高校生の献血への理解を図る。
- ・ 令和3年度は9校、4年度は6校実施

【令和3年度実施校】

親和女子高校、県立尼崎高校、県立明石清水高校、県立高砂高校、市川高校、県立福崎高校、県立播磨農業高校、県立日高高校、県立洲本実業高校

【令和4年度実施校】

県立尼崎高校、県立福崎高校、県立高砂高校、県立川西緑台高校、県立日高高校、市川高校

(2) 献血セミナー

- ・ 兵庫県赤十字血液センター職員が講師となり、献血を通じた命の大切さ等を伝える出前講座を実施。

	令和3年度	令和4年度 (12月末)
小学校	5校	7校
中学校	2校	6校
高等学校	17校	18校
大学・専門学校	4校	7校
企業・団体等	10校	10件

※校数は延べ数

出典：兵庫県赤十字血液センター調べ

(3) 高校生・大学生献血の推進

高等学校・大学等に献血バスを配車し献血を実施。

	令和3年度	令和4年度 (12月末)
高等学校	11校	15校
大学・専門学校	18校	31校

※校数は延べ数

出典：兵庫県赤十字血液センター調べ

(4) 広報媒体を用いた広報

ア Web サイト

兵庫県、兵庫県赤十字血液センター、各市町のホームページで随時情報提供

イ SNS の活用

兵庫県赤十字血液センターにおいて、LINE、Twitter、Facebook による情報発信を実施

(5) 複数回献血の推進

日本赤十字社では、平成18年に「複数回献血クラブ」を設立し、継続的に献血に協力いただける方を募集してきた。

平成30年10月に、献血者へのサービス向上を目的として、献血Web会員サービス「ラブラッド」へとリニューアルした。

	令和3年度	令和4年12月現在
登録会員数※	24,695	16,108

※ ラブラッドで兵庫県を献血地域に選択している会員数

(6) 献血功労者に対する顕彰

ア 表彰・感謝状の贈呈

- | | |
|---------------------|-------|
| ・ 厚生労働大臣表彰受賞者 | 4 団体 |
| ・ 厚生労働大臣感謝受賞者 | 12 団体 |
| ・ 兵庫県献血推進協議会長感謝状受賞者 | 16 団体 |

イ 選考基準

(ア) 厚生労働大臣表彰

20 年以上にわたり組織的に献血に協力し、かつ、成分献血・400mL 献血に積極的に協力している団体

(イ) 厚生労働大臣感謝

10 年以上にわたり組織的に献血に協力している団体

(ウ) 兵庫県献血推進協議会長感謝

- ① 8 年以上にわたり年 2 回以上。献血に協力している団体
- ② 8 年以上にわたり成分献血・400mL 献血に積極的に協力している団体
- ③ 献血運動普及のための広報活動等を 10 年以上、継続的かつ積極的に実施している団体又は個人

Ⅳ 血液製剤の適正使用等の推進状況について

血液製剤の適正使用等の推進のために、輸血療法の専門家で構成する兵庫県合同輸血療法委員会（事務局：兵庫県赤十字血液センター）と連携し、県内医療機関の輸血従事者を対象に研修会を開催するなど。安全かつ適正な輸血療法の推進と血液製剤の適正使用等の推進を図ってる。

1 令和4年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業

(1) 研究課題名

呼吸数測定可能なパルスオキシメーターを加えた遠隔バイタル連携システムを用いた在宅輸血患者の安全な見守りの有効性の検証

(2) 研究目的

関西圏の血液内科を専門とする診療所・在宅往診クリニックでは、在宅輸血のニーズはあるものの、実施可能施設は増加していない。そこで、上記医療施設を対象に在宅輸血実施の可否、実施における課題、実施できない理由などのアンケート調査を行い、協力可能な医療施設に、個別インタビューなどを通じて課題を掘り下げる。

さらに、すでに課題となっている在宅輸血中の安全な見守りの仕組みを簡便でどこでも導入可能な方式として確立し、有効性を検証することを目的とする。

2 兵庫県合同輸血療法委員会の開催

兵庫県合同輸血療法委員会で、兵庫県内の医療機関における適切な輸血療法実施体制の確立と血液製剤の使用適正化に向けた協議及び課題把握を行い、血液製剤使用適正化方策調査研究事業の内容を協議・決定

3 兵庫県輸血医療従事者研修会の実施（令和4年11月12日開催）

医療機関における輸血療法実施体制の確立と血液製剤の適正使用等を推進するため、兵庫県合同輸血療法委員会、兵庫県、兵庫県赤十字血液センターが共同で、県内の輸血医療従事者に研修会を開催（詳細はP10参照）。

令和4年度兵庫県合同輸血医療従事者研修会の概要

1 日 時 令和4年11月12日(土) 13時～15時30分

2 場 所 Microsoft Teamsを利用したライブイベントの配信

3 主催(共催)

兵庫県合同輸血療法委員会、兵庫県赤十字血液センター、兵庫県、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会近畿支部

4 後 援

一般社団法人兵庫県医師会、一般社団法人兵庫県病院協会、一般社団法人兵庫県民間病院協会、公益社団法人兵庫県臨床検査技師会、公益社団法人兵庫県看護協会、一般社団法人兵庫県病院薬剤師会

5 参加者 県内輸血医療従事者90名

6 内 容

(1) 血液製剤の使用実態について

兵庫県保健医療部薬務課

(2) 兵庫県赤十字血液センターからの情報提供

兵庫県赤十字血液センター

(3) 兵庫県合同輸血療法委員会活動報告

・兵庫県合同輸血療法委員会

「非接触バイタルセンサーを含む包括的な在宅輸血患者の安全な見守りシステムの開発」

和歌山県立医科大学附属病院 輸血部次長(准教授)・医療情報部長

和歌山県立医科大学 血液内科学講座

医療法人 赤坂クリニック

西川 彰則 先生

・臨床検査技師ワーキンググループ

「日常業務でまず見てほしい『輸血のための検査マニュアル』」

兵庫県病院局管理課 大谷 敦子 先生

・看護師ワーキンググループ 「小児の輸血看護」

兵庫県こども病院 看護部 池田 圭佑 先生

(4) 講演「Patient Blood Management (PBM) の実践とその意義」

座長：兵庫県合同輸血療法委員会委員長

小阪 嘉之

演者：医療法人徳洲会 湘南厚木病院 肝胆膵外科・無輸血治療外科部長

川元 俊二 先生

V 造血幹細胞移植の普及啓発事業の推進等について

1 全国の骨髄バンク事業の状況

(1) 骨髄移植希望者（患者数）登録者数（令和4年12月末現在）

ア 都道府県別登録状況

都道府県名	累計登録	現在登録
北海道	2,464	45
青森県	378	13
秋田県	345	6
岩手県	415	5
宮城県	852	14
山形県	384	10
福島県	692	15
茨城県	1,086	13
栃木県	869	35
群馬県	808	15
埼玉県	2,972	87
千葉県	2,536	56
東京都	5,362	140
神奈川県	3,280	66
新潟県	758	14
山梨県	317	7
長野県	904	26
富山県	499	13
石川県	548	12
福井県	290	6
岐阜県	759	15
静岡県	1,379	21
愛知県	3,239	82
三重県	722	19
滋賀県	581	22
京都府	1,199	32
大阪府	3,925	120
兵庫県	2,267	61
奈良県	584	9
和歌山県	499	10
鳥取県	301	4
島根県	449	5
岡山県	903	30
広島県	1,235	11
山口県	462	3
徳島県	328	11
香川県	544	15
愛媛県	622	6
高知県	336	6
福岡県	2,489	54
佐賀県	316	6
長崎県	443	4
熊本県	548	9
大分県	657	12
宮崎県	497	18
鹿児島県	809	24
沖縄県	464	12
国内合計	52,316	1,219
海外	13,372	466
合計	65,688	1,685

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

イ 年齢別登録状況

年齢	累計登録数			現在登録数		
	国内	海外	合計	国内	海外	合計
0～5歳	2,687	1,282	3,969	46	37	83
6～15歳	4,744	1,956	6,700	81	48	129
16～25歳	6,025	1,955	7,980	85	32	117
26～35歳	6,641	1,923	8,564	92	44	136
36～45歳	8,669	2,052	10,721	147	58	205
46～55歳	10,217	2,103	12,320	241	80	321
56～65歳	11,080	1,673	12,753	387	120	507
66歳以上	2,253	428	2,681	140	47	187
合計	52,316	13,372	65,688	1,219	466	1,685

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

ウ 疾患別登録状況

疾患名	累計登録数			現在登録数		
	国内	海外	合計	国内	海外	合計
急性骨髄性白血病	17,121	4,347	21,468	381	171	552
急性リンパ性白血病	10,327	2,737	13,064	226	72	298
慢性骨髄性白血病	3,393	936	4,329	30	7	37
骨髄異形成症候群	8,092	1,462	9,554	260	70	330
その他の白血病	2,329	139	2,468	50	8	58
骨髄増殖性疾患(MPD)	651	247	898	37	14	51
リンパ系悪性腫瘍(LBL含む)	5,371	1,086	6,457	97	46	143
形質細胞性腫瘍	628	206	834	7	3	10
固形腫瘍	28	17	45	0	0	0
再生不良性貧血	2,824	1,341	4,165	79	38	117
発作性夜間血色素尿症(PNH)	24	30	54	2	1	3
先天性造血障害	176	289	465	7	18	25
EBV感染関連	325	6	331	5	0	5
血球貧食症候群(HPS),(LCH)	131	118	249	3	2	5
先天性代謝異常	256	86	342	3	3	6
原発性免疫不全症	511	279	790	16	9	25
その他	129	46	175	16	4	20
合計	52,316	13,372	65,688	1,219	466	1,685

※登録疾患の表示方法が変更となり、これまでの多発性骨髄腫を形質細胞性腫瘍と表示しています。

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

エ 移植希望者数の推移（各年12月末）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
兵庫県	52	49	56	54	61
国内合計	1,347	1,317	1,330	1,248	1,219
海外	1,583	638	533	496	466
合計	2,930	1,955	1,863	1,744	1,685

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

(2) 骨髄提供希望者（ドナー）登録者数

月	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	月間	登録者数	月間	登録者数	月間	登録者数	月間	登録者数	月間	登録者数
1月	3,021	483,069	2,888	494,084	3,293	528,119	2,712	529,708	2,452	538,435
2月	2,570	483,724	11,662	503,883	2,989	529,088	2,431	530,326	2,095	538,181
3月	2,067	483,879	7,174	509,263	3,103	529,965	2,557	530,953	2,483	537,820
4月	2,822	484,912	5,322	512,775	873	528,797	2,892	532,030	2,930	538,098
5月	2,642	485,810	4,737	515,815	782	527,793	2,671	533,074	2,798	538,501
6月	2,869	487,056	4,663	518,848	1,562	527,482	2,492	533,894	2,673	539,017
7月	2,983	487,627	4,090	520,480	2,392	527,924	2,860	533,938	3,243	539,855
8月	3,326	488,871	3,668	521,127	2,667	528,586	2,618	534,659	2,822	540,451
9月	2,852	490,020	3,937	523,108	2,516	529,069	2,449	535,370	2,862	541,220
10月	4,019	492,332	4,731	526,022	3,116	530,157	2,984	536,642	3,840	542,926
11月	3,061	493,717	3,904	528,161	2,876	531,010	3,254	538,163	3,072	543,957
12月	2,853	493,627	3,218	527,221	2,734	529,140	3,121	538,618	2,751	543,694
新規	35,085		59,994		28,903		33,041		34,021	

※数値は速報値のため、前月および次月と異なる場合がある。

※「月間」は、新規登録者数を示す。

※「登録者数」は、登録を取り消しされた方の数を除いた現在有効登録者数を示す。

※「新規」は、新規登録者数の合計を示す。

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

(3) HLA 適合患者・ドナーの状況（令和4年12月末現在）

患者の状況		ドナーの状況	
患者登録数(累計)	65,688	登録受付ドナー数(累計)	914,450
患者登録現在数	1,685	ドナー登録現在数	543,694
(うち国内登録患者現在数)	1,219	HLA 適合報告ドナー数	365,287
HLA 適合患者数(累計)	52,302		

※ 患者登録現在数は、患者登録数(累計)から登録取消された患者数及び移植実施患者数を引いた数

※ HLA 適合とは、HLA 型の A 座・B 座・DR 座の 6 抗原のうち 5 抗原以上が一致あるいは非常に類似している抗原であることを指している。

※ HLA 適合報告ドナー数は複数回適合したドナーの数を差し引いた実適合ドナー数を示す。

出典：（公財）日本骨髄バンク

(4) 非血縁者間移植実施数

月	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	月間	登録者数	月間	登録者数	月間	登録者数	月間	登録者数	月間	登録者数
1月	91	21,579	86	22,790	96	24,043	81	25,120	78	26,299
2月	103	21,682	119	22,909	104	24,147	97	25,217	83	26,382
3月	106	21,788	93	23,002	87	24,234	113	25,330	121	26,503
4月	97	21,885	105	23,107	89	24,323	104	25,434	87	26,590
5月	101	21,986	101	23,208	73	24,396	71	25,505	89	26,679
6月	101	22,087	106	23,314	81	24,477	116	25,621	107	26,786
7月	102	22,189	119	23,433	76	24,553	106	25,727	87	26,873
8月	126	22,315	107	23,540	79	24,632	100	25,827	84	26,957
9月	84	22,399	88	23,628	116	24,748	94	25,921	90	27,047
10月	109	22,508	123	23,751	109	24,857	97	26,018	89	27,136
11月	118	22,626	117	23,868	89	24,946	104	26,122	79	27,215
12月	78	22,704	79	23,947	93	25,039	99	26,221	68	27,283
合計	1,216		1,243		1,092		1,182		1,062	

※ 移植数には、海外ドナーからの移植数（海外で採取、国内で移植）が含まれている。

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

(5) 骨髄ドナー 都道府県別登録者数（令和4年12月末現在）

	血液センター登録数			登録者数			登録対象年齢人口における登録者数	
	12月登録数	12月取消数	純増数	総数	18～19歳	20～54歳 A	20～54歳 人口(千人) B	対象人口千人当り における登録者(人) A/B
北海道	40	87	▲ 47	16,179	29	16,150	2,181	7.40
青森	50	61	▲ 11	10,157	54	10,103	503	20.09
秋田	2	24	▲ 22	2,535	4	2,531	362	6.99
岩手	11	22	▲ 11	3,109	8	3,101	482	6.43
宮城	113	102	11	19,001	84	18,917	999	18.94
山形	50	40	10	8,201	30	8,171	415	19.69
福島	28	74	▲ 46	14,195	31	14,164	756	18.74
茨城	26	46	▲ 20	8,252	12	8,240	1,253	6.58
栃木	26	98	▲ 72	17,836	29	17,807	847	21.02
群馬	50	41	9	6,455	76	6,379	837	7.62
埼玉	104	155	▲ 51	27,725	122	27,603	3,374	8.18
千葉	170	109	61	19,570	149	19,421	2,849	6.82
東京	404	399	5	69,800	551	69,249	6,959	9.95
神奈川	188	164	24	27,764	330	27,434	4,320	6.35
新潟	21	41	▲ 20	8,809	28	8,781	900	9.76
山梨	3	15	▲ 12	2,193	5	2,188	342	6.40
長野	21	32	▲ 11	5,279	23	5,256	841	6.25
富山	28	23	5	4,251	46	4,205	432	9.73
石川	12	21	▲ 9	4,540	7	4,533	481	9.42
福井	2	12	▲ 10	2,096	1	2,095	319	6.57
岐阜	70	38	32	5,717	64	5,653	846	6.68
静岡	51	50	1	9,194	26	9,168	1,564	5.86
愛知	46	126	▲ 80	21,277	56	21,221	3,486	6.09
三重	10	32	▲ 22	4,384	8	4,376	767	5.71
滋賀	49	40	9	7,726	111	7,615	621	12.26
京都	100	86	14	19,508	85	19,423	1,109	17.51
大阪	400	178	222	34,897	472	34,425	4,017	8.57
兵庫	101	136	▲ 35	20,324	133	20,191	2,400	8.41
奈良	50	26	24	5,161	36	5,125	560	9.15
和歌山	10	32	▲ 22	5,784	39	5,745	381	15.08
鳥取	9	13	▲ 4	2,453	13	2,440	221	11.04
島根	38	24	14	5,473	37	5,436	254	21.40
岡山	35	53	▲ 18	9,515	98	9,417	791	11.91
広島	68	67	1	10,543	87	10,456	1,202	8.70
山口	4	27	▲ 23	3,458	36	3,422	528	6.48
徳島	4	15	▲ 11	2,431	3	2,428	294	8.26
香川	19	22	▲ 3	4,300	29	4,271	400	10.68
愛媛	8	33	▲ 25	5,455	26	5,429	544	9.98
高知	5	18	▲ 13	3,966	11	3,955	271	14.59
福岡	41	151	▲ 110	24,077	60	24,017	2,215	10.84
佐賀	19	42	▲ 23	5,444	29	5,415	326	16.61
長崎	28	42	▲ 14	7,177	44	7,133	519	13.74
熊本	105	40	65	9,247	114	9,133	693	13.18
大分	8	29	▲ 21	3,943	6	3,937	451	8.73
宮崎	37	27	10	4,880	31	4,849	417	11.63
鹿児島	11	18	▲ 7	4,637	8	4,629	618	7.49
沖縄	76	83	▲ 7	24,776	479	24,297	644	37.73
全国	2,751	3,014	▲ 263	543,694	3,760	539,934	55,591	9.71

- ※ 数値は速報値のため、前月および次月数値と若干異なる場合がある。
- ※ 血液センター登録数は、ドナー居住地域別ではなく、血液センター所在地域別に集計している。
- ※ 血液センター登録数の今月分は、新規登録者数を示す。
- ※ 血液センター登録数の取消数は、年齢超過などによる登録取消者数を示す。
- ※ 血液センター登録数の純増数は、登録数から取消数を差し引いた人数を示す。
- ※ 血液センター登録数の登録者数の総数は、18歳から54歳までの登録者現在数を示す。
- ※ 血液センター登録者累計数は、911,699名となる。
- ※ 20～54歳人口は、2018年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口〔都道府県別〕（e-Stat／政府統計ポータルサイトより）を使用して計算したもの。
- ※ 18歳および19歳の単独での人口は公表されていないため、20歳から54歳の人口で計算している。

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

(6) 都道府県別移植患者・骨髄提供者数（令和4年12月末現在）

	患者居住地	移植数	提供者居住地	採取数
北海道	1,316	1,316	1,448	1,442
青森県	160	125	238	228
秋田県	188	189	162	186
岩手県	175	148	200	194
宮城県	364	374	568	662
山形県	204	160	225	163
福島県	341	232	393	344
茨城県	564	368	547	525
栃木県	451	505	528	417
群馬県	447	386	316	306
埼玉県	1,627	964	1,345	832
千葉県	1,263	864	1,144	997
東京都	2,765	4,782	2,852	4,089
神奈川県	1,645	1,376	1,814	1,440
新潟県	360	351	549	509
山梨県	180	58	154	131
長野県	503	445	359	349
富山県	254	257	245	236
石川県	281	325	332	414
福井県	149	48	183	112
岐阜県	357	83	424	136
静岡県	771	658	681	676
愛知県	1,617	2,249	1,611	1,941
三重県	347	223	352	310
滋賀県	303	209	348	238
京都府	622	756	830	842
大阪府	1,974	2,190	1,512	1,949
兵庫県	1,102	909	1,163	995
奈良県	277	233	285	207
和歌山県	252	185	236	170
鳥取県	158	150	170	192
島根県	246	208	280	258
岡山県	497	734	498	672
広島県	755	773	664	640
山口県	254	145	295	219
徳島県	187	171	155	142
香川県	303	209	212	171
愛媛県	393	405	266	292
高知県	194	125	160	116
福岡県	1,286	1,722	1,297	1,616
佐賀県	176	18	215	141
長崎県	236	169	252	239
熊本県	288	272	361	343
大分県	351	302	276	274
宮崎県	227	128	190	159
鹿児島県	366	355	287	317
沖縄県	220	142	483	274
国内合計	26,996	26,996	27,105	27,105
海外	287	287	202	202
合計	27,283	27,283	27,307	27,307

※ 採取されたものの移植に至らなかった18件と翌月移植6件が含まれているため移植数と採取数は一致しない。

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

2 県内の骨髄バンク事業の状況

(1) 県内の骨髄ドナー登録受付者数と有効登録者数の年次推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度※
登録受付者数	1,524	1,898	1,720	844	1,061	891
有効登録者数	19,003	19,932	20,495	20,228	20,300	20,324
累計登録者数	28,775	30,673	32,393	33,237	34,298	35,189

※ 令和 4 年度は 12 月末までの速報値

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

(2) 令和 4 年の月別県内ドナー登録状況

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
登録受付者数	74	95	85	67	71	86	131	116	86	150	100	101
有効登録者数	20,315	20,325	20,300	20,272	20,248	20,236	20,261	20,280	20,275	20,344	20,359	20,324

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

(3) 非血縁者間移植症例数（日本骨髄バンクを介したもの 令和 4 年 9 月末現在）

		移植数 (累計)	採取数 (累計)
	神戸市立医療センター中央市民病院	260	196
	神戸大学医学部附属病院	145	253
	兵庫医科大学病院	156	158
	兵庫県立こども病院(採取免除認定施設)	87	0
	兵庫県立がんセンター	172	235
	社会医療法人神鋼記念会神鋼記念病院	46	122
	兵庫県立尼崎医療センター	35	16
	姫路赤十字病院	0	6
	計	901	986
全国	計	26,281	26,144

出典：（公財）日本骨髄バンク HP

3 臍帯血バンクの状況

(1) 各バンク別臍帯血保存公開状況（令和5年2月1日現在）

管理バンク名	公開本数
日本赤十字社北海道さい帯血バンク※1	967
日本赤十字社関東甲信越さい帯血バンク※2	3,434
中部さい帯血バンク	2,251
日本赤十字社近畿さい帯血バンク	1,123
兵庫さい帯血バンク	1,245
日本赤十字社九州さい帯血バンク※3	633
合 計	9,653

※1 宮城さい帯血バンク調整分を含む

※2 東京臍帯血バンク、神奈川臍帯血バンク、東海大学さい帯血バンク調整分を含む

※3 中国四国臍帯血バンク調整分を含む

出典：造血幹細胞移植情報サービス

(2) 各臍帯血バンクの移植に用いた臍帯血本数

<年度集計>

年	日赤北海道		日赤関東甲信越				中部	日赤近畿	兵庫	日赤九州		合計
	日赤北海道	宮城	東京	日赤関東甲信越	神奈川※1	東海大学				中国四国	日赤九州	
1996年度	0	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	0	0	1
1997年度	0	0	0	0	6 (3)	4	5	0	4	0	0	19
1998年度	5	0	6	1	22 (16)	6	16	0	18	0	3	77
1999年度	21	0	29	8	19 (10)	8	17	0	10	0	5	117
2000年度	31	0	36	17	8 (5)	12	38	0	15	5	3	165
2001年度	47	0	42	4	5	34	31	0	44	7	7	221
2002年度	64	1	49	32	5	50	33	0	44	12	7	297
2003年度	116	5	109	121	19	127	57	6	102	30	13	705
2004年度	110	11	84	112	29	152	40	24	63	28	23	676
2005年度	57	14	115	104	29	104	33	49	90	36	27	658
2006年度	66	17	135	111	34	123	52	67	78	26	43	752
2007年度	72	15	145	109	16	65	56	125	108	26	41	778
2008年度	59	18	137	134	12	78	40	161	148	30	55	872
2009年度	38	11	137	133	14	82	41	253	121	35	42	907
2010年度	45	25	170	138	22	85	46	322	163	25	34	1,075
2011年度	67	2	171	223	9	98	50	302	130	19	36	1,107
2012年度	47	6	140	175	7	153	58	389	137	6	82	1,200
2013年度	51	8	145	202	8	84	76	400	83	6	71	1,134
2014年度	75	11	23	221	6	81	112	438	77	8	113	1,165
2015年度	77	6	124	178	2	57	122	526	82	3	134	1,311
2016年度	79	3	46	312	2	28	165	456	145	2	109	1,347
2017年度	95	1	21	343	1	18	195	400	150	0	110	1,334
2018年度	84	0	12	319	0	7	254	482	87	0	110	1,355
2019年度	75	1	8	243	0	8	365	497	146	0	87	1,430
2020年度	52	0	4	301	0	1	425	433	132	1	82	1,431
2021年度	73	0	2	306	0	1	422	302	134	0	76	1,316
2022年度	87	0	1	253	0	1	341	218	136	0	69	1,106
合計	1,593	155	1,891	4,100	276	1,467	3,090	5,850	2,447	305	1,382	22,556

2023年1月末現在

*1: カッコ内は移植数のうち、コンピュータシステムにデータが登録されていない数です。

・速報値のため後日修正する場合があります。

・2003年～2010年の間、複数さい帯血移植(2本のさい帯血を同時に移植)を72例実施しています。

出典：造血幹細胞移植情報サービス

(3) 各臍帯血バンクからの供給本数

<年度集計>

年	日赤北海道		日赤関東甲信越				中部	日赤近畿	兵庫	日赤九州		合計
	日赤北海道	宮城	東京	日赤関東甲信越	神奈川*1	東海大学				中国四国	日赤九州	
1996年度	0	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	0	0	1
1997年度	0	0	0	0	7 (3)	4	5	0	4	0	0	20
1998年度	5	0	6	2	21 (16)	6	16	0	18	0	4	78
1999年度	22	0	27	8	19 (10)	8	18	0	10	0	5	117
2000年度	33	0	39	18	8 (5)	12	39	0	19	5	4	177
2001年度	46	0	45	5	6	36	30	0	46	8	9	231
2002年度	65	1	46	33	6	60	34	0	47	12	6	310
2003年度	123	5	114	127	19	136	59	6	105	30	14	738
2004年度	110	12	82	113	32	149	40	25	62	29	25	679
2005年度	59	14	122	103	31	118	34	52	93	38	25	689
2006年度	70	16	138	118	32	126	52	71	78	27	45	773
2007年度	76	16	154	111	17	64	56	136	112	28	44	814
2008年度	66	18	145	140	13	77	40	165	158	35	56	913
2009年度	37	12	135	134	14	88	44	264	130	34	47	939
2010年度	47	24	177	143	23	91	43	323	172	27	33	1,103
2011年度	65	2	174	228	9	100	51	318	132	18	39	1,136
2012年度	53	6	142	176	8	157	62	401	147	6	79	1,237
2013年度	50	9	157	212	7	80	80	409	82	7	76	1,169
2014年度	75	11	16	222	6	85	116	467	79	7	115	1,199
2015年度	82	6	125	189	3	56	123	524	82	3	138	1,331
2016年度	82	3	47	323	1	30	168	470	157	2	106	1,389
2017年度	98	1	21	351	1	16	199	409	148	0	112	1,356
2018年度	87	0	13	324	0	11	262	483	90	0	110	1,380
2019年度	78	1	9	245	0	8	374	525	148	0	93	1,481
2020年度	50	0	4	309	0	0	432	445	134	1	80	1,455
2021年度	77	0	2	308	0	1	433	298	142	0	80	1,341
2022年度	91	0	1	257	0	1	347	228	139	0	73	1,137
合計	1,647	157	1,941	4,199	284	1,520	3,157	6,019	2,534	317	1,418	23,193

2023年1月末現在

*1:カッコ内は供給数のうち、コンピュータシステムにデータが登録されていない数です。
 ・速報値のため後日修正する場合があります。

出典：造血幹細胞移植情報サービス

4 造血幹細胞移植の普及啓発事業の実施状況

(1) 骨髄バンク事業

ア 骨髄等ドナー登録事業

効果的なドナー登録の推進を図るため、県、保健所設置市、ボランティア団体、血液センター等が連携し、献血会に併せて骨髄等のドナー登録を受け付ける献血併行型骨髄等ドナー登録会を実施している（実績等は表1のとおり）。

イ 骨髄バンク事業推進連絡調整会議

県（薬務課・健康福祉事務所）、保健所設置市、（公財）日本骨髄バンク、兵庫県赤十字血液センター、ボランティア団体等の関係機関が、相互の連絡を密にし、より効果的な事業展開を行うため令和4年10月28日に開催。

ウ 骨髄ドナー確保等活動支援金の実施

骨髄等ドナー休暇制度の導入、骨髄等移植に関する普及啓発、ドナー登録会の開催等を実施した企業に10万円を交付（事業実績等は表2のとおり）。

エ 骨髄等移植ドナー助成事業(令和3年度から開始)

骨髄等移植に係る経済的・心理的負担を軽減し、移植事業の推進を図るため、県内市町が骨髄等を提供するドナーが提供に要した日数に対して事業に対して補助金（補助率1/2）を交付することにより、ドナー登録者の拡大と骨髄等の移植の推進を図る（事業実施状況等は表3のとおり）。

オ 骨髄バンク推進月間の実施（10月に全国一斉）

啓発ポスターの県内一斉掲示、リーフレットの配付。

カ 大学生等を対象とした造血幹細胞移植推進特別講義

若年世代に対して、造血幹細胞移植についての正しい知識の取得と深い理解を求めめるために、大学生を対象とした、大学生を対象にした講座開設による普及啓発を実施（実績等は表4のとおり）

(2) 臍帯血バンク事業

臍帯血移植に関する正しい知識を妊産婦はじめ、広く県民に普及啓発するとともに、臍帯血採取技術の向上を図るため、次の事業を認定NPO法人兵庫さい帯血バンクに委託して実施

ア 臍帯血移植普及啓発資材の作成・配付

内 容：クリアファイル 5,000枚

リーフレット 10,000部

ボールペン 5,000本

配布先：臍帯血採取協力医療機関、関係ボランティア団体 等

イ 臍帯血採取従事者・ボランティア合同研修会

内 容：臍帯血採取従事者の採取技術の向上と啓発・搬送ボランティア等の資質向上のための研修会を令和5年3月6日に実施。

(3) 造血幹細胞バンク事業功労者に対する顕彰(兵庫県献血推進協議会長感謝状の贈呈)

ア 選考基準

(ア) 5年以上にわたり骨髄バンク事業、臍帯血バンク事業の普及啓発等のボランティア活動等を積極的に行っている者

(イ) 5年以上にわたり骨髄バンクドナー登録に協力している団体で、次のいずれかに該当する者

① 当該団体に属するドナー登録者が毎年概ね15名以上であり、他の模範として認められる団体

② ドナー登録会の開催に、年2回以上協力しており、ドナー登録者が概ね年間15名以上であり、他の模範と認められる団体

③ 5年以上わたり臍帯血の採取協力医療機関として臍帯血バンクを支援している者

イ 令和4年度贈呈者

2団体

【表 1】県内の骨髄ドナー登録者数（R4年度は12月末現在）

① 兵庫県内での献血併行型骨髄ドナー登録会での登録者数の推移

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
実施回数	165回	140回	147回	138回	135回	75回	111回	97回
登録者数	1,039名	944名	1,204名	1,079名	1,172名	459名	705名	595人

兵庫県赤十字血液センター集計

② ①のうち兵庫県主催分の登録会における登録者数の推移

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
実施回数	44回	35回	39回	37回	37回	27回	30回	35回
登録者数	394名	292名	345名	329名	306名	185名	210名	230名

兵庫県薬務課集計

【表 2】勤労者の骨髄ドナー確保等活動支援金年度別交付事業所数

年 度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	5事業所	2事業所	2事業所	2事業所	3事業所	1事業所

兵庫県薬務課集計

【表 3】骨髄等移植ドナー事業補助金の交付

① 県内市町事業実施状況（令和4年12月31日現在）

市町名	事業名	開始年度	補助上限額
神戸市	骨髄等移植ドナー助成金	R3	20万円
姫路市	骨髄ドナー助成事業助成金	R3	20万円
尼崎市	骨髄等移植ドナー助成金	R3	20万円
明石市	骨髄等移植ドナー支援事業助成金	R3	20万円
西宮市	骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援事業助成金	R2	20万円
三田市	骨髄等移植ドナー助成金	R3	20万円
川西市	骨髄等移植ドナー支援事業助成金	R3	20万円
加古川市	骨髄等移植ドナー支援事業補助金	R3	20万円
稲美町	骨髄等移植ドナー支援事業助成金	R4	20万円
宍粟市	骨髄等移植ドナー支援事業	R3	20万円
赤穂市	骨髄等移植ドナー支援事業	R4	20万円
上郡町	骨髄等移植ドナー支援事業助成金	R3	20万円
豊岡市	骨髄等移植ドナー助成事業	R3	20万円
朝来市	骨髄等移植ドナー支援事業助成金	R3	20万円
養父市	骨髄等移植ドナー支援事業	R3	20万円
洲本市	骨髄等移植ドナー助成事業	R4	20万円
淡路市	骨髄等移植ドナー助成事業	R4	20万円
南あわじ市	骨髄等移植ドナー助成事業	R4	20万円

兵庫県薬務課調べ

② 令和3年度補助実績

6市に対して総額1,220,000円補助（対象者は13人）

③ 令和4年度補助予定

10市に対して総額3,440,000円補助（対象者は36人）

【表4】大学生等を対象とした造血幹細胞移植推進特別講義

実施年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
実施校	3校	3校	6校	5校	6校	5校
受講者数	590人	595人	982人	807人	903人	523人

兵庫県薬務課集計

※ 令和4年度実施校（予定含む）

神戸薬科大学（神戸市）、神戸学院大学（神戸市）、姫路大学（姫路市）、姫路市医師会看護専門学校（姫路市）、県立日高高等学校（豊岡市）

VI 明石運転免許試験場献血ルームの閉所について

明石運転免許試験場献血ルームを次のことから令和5年度中に閉所する予定としています。

記

1 閉所する理由について

- (1) 本ルームは2階に受付・採血室を配置しており、献血者は急傾斜の螺旋階段を昇降する必要があること。



本ルームの階段

- (2) 立替・改装等により、上記(1)の危険性を改善ができないこと。

- ・ 当ルーム直下に地下通路が開通していることから、エレベーターの設置は困難。
- ・ 当ルームは非常に狭い敷地面積に建っており、建替えも困難。



本ルームの地下通路



ルームの現地航空写真

- (3) 明石運転免許試験場等への来場者が減少しており、献血者数がここ数年減少していること。（詳細はP25を参照）。

- ・ 優良運転者の免許有効期間が延長された。
- ・ 平成28年度には姫路市に免許更新センターが開設された。
- ・ 最寄りの神戸学院大学の大半の学部がポートアイランドに移転し、学生数が減少している。

(4) 本ルームは駅前に立地しておらず、アクセスが悪いこと。

- ・ 県内には現在7か所の献血ルームがあるが、本ルームを除く6か所のルームは駅から徒歩圏内に立地している。
- ・ 本ルームにアクセスするには、JR明石駅からバスで約10分かかる。

2 閉所に向けた献血者確保の取組について

(1) 令和5年3月に三宮センタープラザ献血ルームの増床移転を行う。

(2) 閉所後は、明石運転免許試験場（更新センター）の駐車場で、週1回の献血バスの配車をできるように検討する。

(3) 予約献血の定着に献血ルーム・献血バスにおいても稼働効率の向上が見込まれている。

(4) 必要に応じて、献血バスの配車を増加させる。

なお、上記に加え、近畿ブロック全体で需要動向に応じた採血を実施していくことからも、県内の血液製剤の安定供給に影響はないと考えています。

<参考>

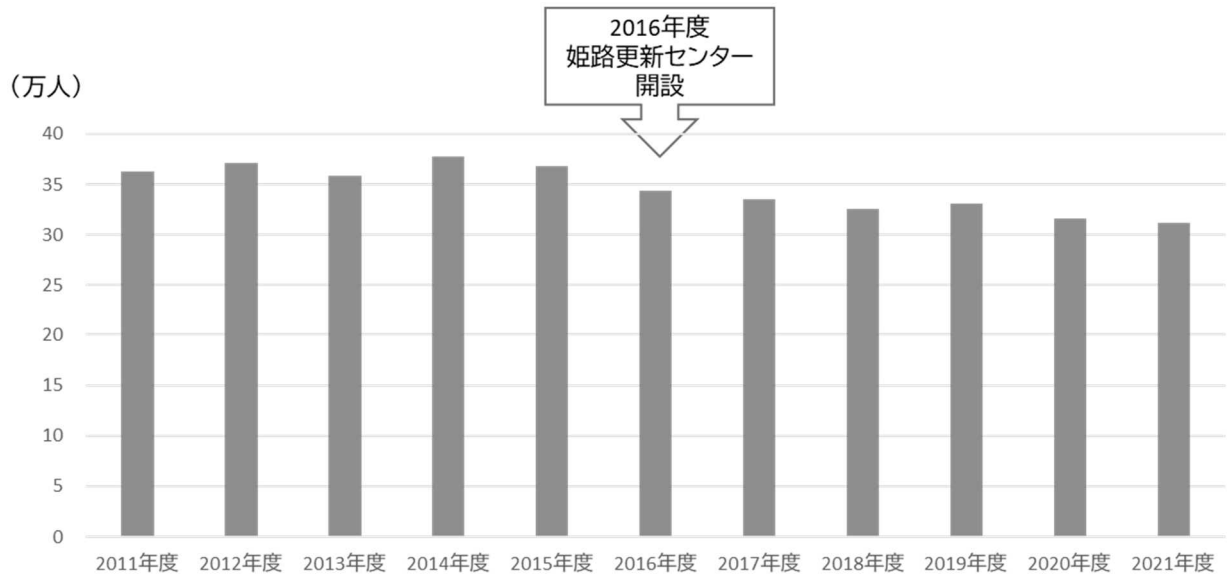
【明石運転免許試験場献血ルームの概要】

- 1 開設日
平成元年5月1日
- 2 面積
244.61 m²
- 3 受付時間
9:00~12:45 13:45~16:30 (成分献血は16:00まで)
- 4 休業日
土曜日、祝日、年末年始
- 5 令和3年度実績
 - (1) 平均受入献血者数
47.3人 (平日42.9人、休日68.3人)
 - (2) 献血者数
13,854人
 - (3) 採血ベッド数
8ベッド
 - (4) 年間稼働日数
293人

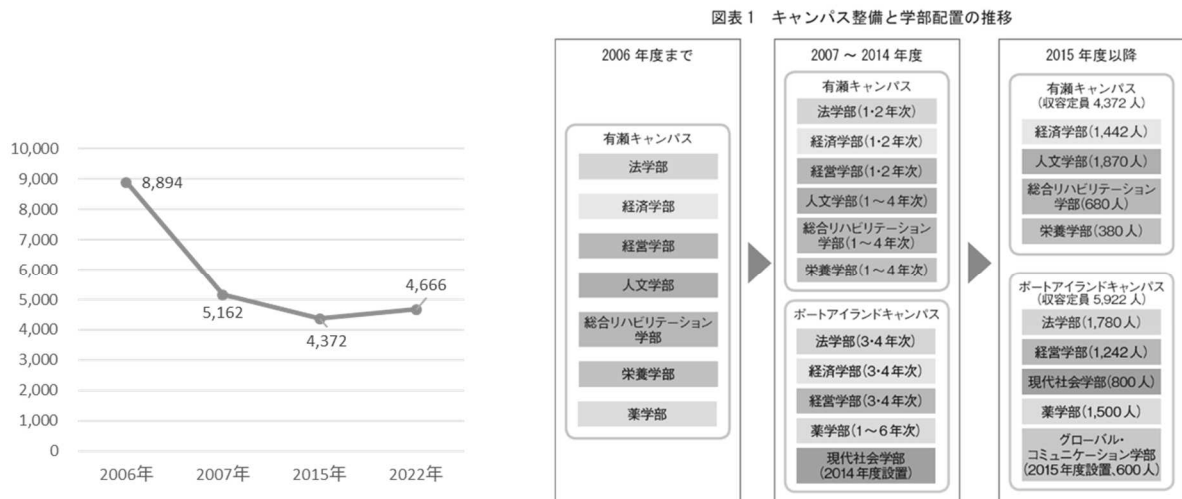
6 過去5年間の性別・年代別献血者数 (人)

		10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計	構成比
		2017 (H29) 年度	男	725	1,616	1,633	3,243	2,574	1,294
	女	279	652	636	1,203	894	316	3,980	26.4%
	合計	1,004	2,268	2,269	4,446	3,468	1,610	15,065	100.0%
	構成比	6.7%	15.1%	15.1%	29.5%	23.0%	10.7%	100.0%	
	2018 (H30) 年度	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計	構成比
		男	367	1,169	1,415	3,081	2,629	1,285	9,946
	女	201	579	528	1,078	905	319	3,610	26.6%
	合計	568	1,748	1,943	4,159	3,534	1,604	13,556	100.0%
	構成比	4.2%	12.9%	14.3%	30.7%	26.1%	11.8%	100.0%	
	2019 (R1) 年度	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計	構成比
		男	369	1,278	1,403	3,004	2,889	1,443	10,386
	女	138	591	447	1,190	1,095	411	3,872	27.2%
	合計	507	1,869	1,850	4,194	3,984	1,854	14,258	100.0%
	構成比	3.6%	13.1%	13.0%	29.4%	27.9%	13.0%	100.0%	
	2020 (R2) 年度	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計	構成比
		男	255	1,021	1,377	2,810	3,163	1,609	10,235
	女	122	545	541	1,173	1,122	451	3,954	27.9%
	合計	377	1,566	1,918	3,983	4,285	2,060	14,189	100.0%
	構成比	2.7%	11.0%	13.5%	28.1%	30.2%	14.5%	100.0%	
	2021 (R3) 年度	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計	構成比
		男	270	1,025	1,286	2,579	3,057	1,589	9,806
	女	161	602	512	1,089	1,237	447	4,048	29.2%
	合計	431	1,627	1,798	3,668	4,294	2,036	13,854	100.0%
	構成比	3.1%	11.7%	13.0%	26.5%	31.0%	14.7%	100.0%	
	5年 合計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計	構成比
		男	1,986	6,109	7,114	14,717	14,312	7,220	51,458
	女	901	2,969	2,664	5,733	5,253	1,944	19,464	27.4%
	合計	2,887	9,078	9,778	20,450	19,565	9,164	70,922	100.0%
	構成比	4.1%	12.8%	13.8%	28.8%	27.6%	12.9%	100.0%	

【明石運転免許試験場来場者数の推移】



【神戸学院大学の学部移転と有瀬キャンパス学生数の推移】



リクルート カレッジマネジメント190 / Jan. - Feb. 2015

神戸学院大学 HP の公開資料から作成

- ※ 平成 19 年 4 月 ポートアイランドキャンパス開設
- ※ 平成 27 年 4 月 学部配置再編

【三宮センタープラザ献血ルームの移転概要】

1 移転先

神戸市中央区三宮町1丁目9-1（現在：神戸市中央区三宮町2丁目11-1）

2 移転日

令和5年3月21日（予定）

3 面積

331.7 m²（現ルームの約2.3倍）

4 令和5年度計画等

(1) 平均受入献血者数

68.3人（令和3年度実績比25.2人増）

(2) 献血者数

24,928人（令和3年度実績比9,240人増）

（内訳：全血献血4,696人 成分献血4,544人）

(3) 採血ベッド数

10ベッド（現ルームから4ベッド増。内成分献血ベッド3.5）

(4) 年間稼働日数

365日 ※閏年

《協 議 事 項》

令和5年度兵庫県献血等推進計画（案）

前文

病気や事故の際に必要な輸血や、白血病などの血液難病に有効な造血幹細胞移植（骨髄又は末梢血幹細胞（以下、「骨髄等」という。）移植及び臍帯血移植）は、善意の提供者があつて初めて成り立つ治療法である。

献血については、年間を通じて献血者を安定的に確保し、輸血用血液を医療機関に安定的に供給するとともに、特に若年層の減少が著しくなっていることから、将来に向け若年層への普及啓発を一層推進する。

また、造血幹細胞移植については、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、移植希望者の早期移植の実現に向け、造血幹細胞移植のより一層の推進に努める。

さらに、本計画の推進にあたっては、阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ教訓を活かし、人と人、人と地域の絆やつながりを大切に、県、各市町、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県赤十字血液センター、献血推進団体、公益財団法人日本骨髄バンク、認定特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク（以下、兵庫さい帯血バンク）及びボランティア等が一体となって、県民の参画と協働を基本に取り組むものとする。

なお、この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づく献血の推進に関する計画を包含するものである。

I 献血により確保すべき血液の目標量

国が定めた全国の確保量を基に、日本赤十字社が各都道府県と協議のうえ国の認可を受けて決定した配分によると、兵庫県の令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量は91,038L（原料血漿確保目標量：49,016L）となっている。

県では、この目標量を確保するため、採血種類別の献血受付け者目標数、献血者目標数及び血液目標量を、下表のとおりとし、以下に掲げる事項等の実施により、県内全域の連携のもとに献血参加者の確保を図る。

但し、輸血用血液製剤の需要は日々変動することから、兵庫県赤十字血液センターは、血液製剤の日々の需給状況等を把握し、献血者数の調整に努めるとともに、近畿ブロック血液センターの広域的な需給管理のもとで献血の受入と供給を行い、血液製剤の更なる安定供給を図る。

(単位：人)

(単位：L)

区 分	献血受付者数	献血者数	血液量
200mL献血	4,600	4,128	826
400mL献血	164,800	145,952	58,381
小 計	169,400	150,080	59,206
血漿成分献血	39,500	34,971	19,630
血小板成分献血	24,800	22,024	12,202
小 計	64,300	56,995	31,832
合 計	233,700	207,075	91,038

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、小計・合計欄と一致しない場合がある。

また、将来にわたる血液製剤の安定供給を確保するためには、若年層の協力が不可欠であることから、平成29年度から10代、20代、30代の年間献血者数の目標値を都道府県ごとに定めている。令和5年度は下表とおり目標を設定し、その確保に向け重点的に取り組むこととする。

<年代別献血者数目標>

	10代 (16～19歳)	20代 (20～29歳)	30代 (30～39歳)
献血者数	11,705人	32,518人	37,715人

II 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血思想の普及啓発、広報活動等

少子高齢化の進行による献血可能人口の減少、血液製剤を必要とする患者の増加や血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、医療に欠くことのできない血液製剤が将来にわたって安定的に供給される体制を維持するために、若年層、企業・団体、複数回献血者をはじめ、広く県民に以下の取組を中心に普及啓発を行い、献血に対する理解と協力を求め、献血場所及び献血者の確保等を図っていくこととする。

(1) 献血推進キャンペーンの実施

ア 愛の血液助け合い運動（厚生労働省等と共催）

7月1日から同月31日の間、広く県民各層に献血思想の普及を図るとともに、特に400mL全血献血及び成分献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により、各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。

イ はたちの献血キャンペーン（厚生労働省等と共催）

1月1日から2月28日の間、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民各層に対し献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により、学生等による自主的な街頭啓発や各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。

(2) 学生献血推進イベント事業の実施

兵庫県学生献血推進協議会を中心とする学生ボランティアとの連携により、夏季及び冬季等において、学生ボランティアが中心となって企画した啓発イベントを実施する。

(3) 若年層への普及啓発

ア 高校生献血推進ボランティア事業の実施

次代の献血を担う高校生が、同世代からの呼びかけにより、身近なボランティアである献血への関心と理解を深めるとともに、地域における献血思想の普及啓発を図るため、高校生ボランティア有志が文化祭等の機会を活用し、地域献血推進団体等とともに、献血啓発イベント（献血啓発コーナーの設置によるパネル展示等）を展開する。

イ 献血セミナーの実施

兵庫県赤十字血液センターは、献血の意義や血液製剤について楽しく学べる「献血セミナー」を、高校生、専門学校生、大学生を対象に実施する。さらに将来の献血協力者育成の観点から、親子献血セミナーや小中学校での献血セミナーなど、幼少期への啓発にも努める。また、セミナーの機会を活用し、献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。

ウ 高校生・大学生献血の推進

若いうちに献血を経験することが、その後の献血行動により効果をもたらすとされていることから、理解の得られた高校・大学等に献血バスを配車して献血会を開催する。また、卒業式に合わせた卒業献血など、献血ができる機会の提供に努める。

エ 高校・大学等・企業への働きかけ

県及び市町は、兵庫県赤十字血液センターと連携し、教育委員会及び高校・大学等に献血啓発事業に関する情報提供を行い、協力を働きかける。

兵庫県赤十字血液センターは、企業等に対して、社員研修や社内広報等の機会を利用して「献血セミナー」や献血に関する情報提供等を実施し、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に20代、30代の若年層労働者の献血促進に

ついて協力を求める。

(4) 広報誌（紙）、ラジオ、テレビ等による広報

献血キャンペーン等の時期に合わせ、県及び各市町の広報誌（紙）に広報記事を掲載するとともに、県が提供するテレビ・ラジオ番組及び各市町の広報メディア（有線放送、ケーブルテレビ、インターネット等）を活用し、献血参加の呼びかけ及び献血思想の普及啓発を行う。

兵庫県赤十字血液センターは、オンラインでのセミナー開催や、ツイッター等のSNS等を活用した情報発信を効果的に行い、若年層の献血推進を図る。

(5) 啓発資材等の作成

献血に関する正しい知識の普及と献血への参加を呼びかけるため、啓発資材等を作成し、イベント会場等で配布する。なお、作成にあたっては、パソコン、タブレット等による利用にも留意する。

(6) 職場における献血の推進

輸血用血液製剤の安定供給を図るため、官公庁及び企業等における職場献血を推進するとともに、緊急的に計画外献血を実施する必要がある場合には、積極的な協力を求める。特に、血液の確保が困難となる年末年始の時期には、官公庁及び企業等に対し一層の協力を依頼する。

また、兵庫県赤十字血液センターは、官公庁及び企業等に対して、「献血セミナー」を実施し、正しい知識の普及啓発を図り、職場献血において、特に20歳代・30歳代の献血促進について協力を求める。

なお、兵庫県赤十字血液センターは、職場献血の実施にあたって、受付時間の調整等、職員が参加しやすい環境づくりに努める。

(7) 複数回献血の推進

輸血用血液製剤の安定供給を図るとともに、特に需要の高まっている成分献血への協力者を増やすため、兵庫県赤十字血液センターは、WEBでの献血予約可能な「ラブラッド」への加入促進に努めるとともに、献血の予約実施が会場の混雑回避等、感染対策として有効であることを広く周知し、安心安全な献血環境の保持に努める。

また、献血バスでの献血者を献血ルームに再来するよう促す方策にも取り組む。

(8) 200mL全血献血の在り方

県、市町、兵庫県赤十字血液センターは、医療機関からの需要、血液製剤の安全性の観点から、献血を推進する上では、400mL全血献血及び成分献血を推進する。

しかしながら、将来にわたる献血協力者の確保という観点からは、若い時期の献血経験が重要であることから、兵庫県赤十字血液センターは、高校生等の初回献血

時には、献血に関する正しい情報の提供を行うなど、献血者に安心・安らぎを与える環境作りに努めるとともに、医療需要を踏まえた上で200mL全血献血による受入れを行い、できる限り献血を経験してもらうよう努める。

2 献血時の健康管理サービスの充実

兵庫県赤十字血液センターは、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。

3 献血推進組織の育成に関する事項

(1) 市町献血推進協議会等の運営

市町は住民参加の血液確保対策を推進するため、市町献血推進協議会等を計画的に開催し、血液事業の現状に立脚して、次の事項その他についての対策を協議決定し、その実行を図る等の実質的な運営に努める。

ア 献血計画

イ 献血会の育成強化対策（協議会委員の関係団体における対策を含む。）

ウ 住民の献血思想の普及を図るための広報活動対策

(2) 市町等担当者の研修

県及び兵庫県赤十字血液センターは、各地域の献血会及び協力団体等からの窓口となる各市町及び県健康福祉事務所（保健所）の担当者が、血液事業について共通理解を深め、住民に必要な情報提供を行い、的確に相談に応じることが出来るよう、献血推進担当者会議等を活用して研修を行う。

4 献血功労者等の顕彰（表彰及び感謝）

(1) 兵庫県献血推進協議会長感謝状の贈呈

献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。

(2) 厚生労働大臣表彰状及び感謝状の推薦及び伝達

献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等について、厚生労働大臣に推薦を行うとともに、表彰状及び感謝状の伝達を行う。

Ⅲ 血液製剤の適正使用等の推進

輸血療法の専門家で構成する兵庫県合同輸血療法委員会（事務局：兵庫県赤十字血液センター）、兵庫県赤十字血液センターと連携協力して、県内医療機関の輸血医療従事者を対象に、安全かつ適正な輸血療法の推進と血液製剤の適正使用等の推進を図るための研修会を開催する。

Ⅳ 骨髄等ドナーの確保及び臍帯血の質の向上

1 現状

(1) 骨髄バンク事業

公益財団法人日本骨髄バンク（前身：財団法人骨髄移植推進財団）が設立されて30年が経過し、同バンクを通じた非血縁者間骨髄等移植は令和4年12月末現在、全国で27,283例に上っている（そのうち、平成22年度から幹旋業務が開始された末梢血幹細胞移植は1,713例）。

また、同バンクへのドナー登録者数は、令和4年12月末現在、全国で543,694人、兵庫県内で20,324人に達している。

しかしながら、移植を希望し骨髄バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は55.1%にとどまっており、移植希望者への早期移植の実現に向け、一人でも多くのドナー登録者を確保する必要があるため、積極的に骨髄等のドナー登録を推進している。

また、ドナー候補者に選ばれたドナー登録者が都合により骨髄提供に至らないケースが見られることから、骨髄提供しやすい環境づくりが課題となっている。

(2) 臍帯血バンク事業

臍帯血バンク事業は1997年（平成9年）に始まり、全国でこれまでに移植に用いられた臍帯血は令和5年1月末現在22,556本に上っている。また、移植用に公開されている保存臍帯血は同時点で約9,600本となっている。

本県には、全国6か所の公的臍帯血バンクのひとつである兵庫さい帯血バンクがあり、20か所の臍帯血採取協力医療機関及び搬送・説明ボランティアの協力のもと、臍帯血バンク事業を展開している。同バンクは、安全で良質な臍帯血の提供に向け、採取協力医療機関の確保と採取技術の向上、調整保存作業手順の見直し、妊婦をはじめ県民へのさらなる普及啓発に努め、造血幹細胞移植の一層の推進に取り組んでいる。

2 推進方策

(1) 骨髄等ドナーの確保

ア 献血併行型骨髄等ドナー登録会の開催

効果的なドナー登録の推進を図るため、市民イベント及び企業・官公庁・大学等で実施される献血会に併せて、献血併行型骨髄等ドナー登録会の開催を積極的に推進する。

特に、ドナー登録期間が長い若年層ドナーの登録を推進するため、大学・専門学校や若年層の多い献血会場など、新規の登録会場の開拓に努める。

イ 骨髄バンク説明員体制の充実

ドナー登録を呼びかける説明員の確保充実を図るため、ボランティア団体と連携し、説明ボランティアの募集、養成を行う。

また、献血ルームや献血バスにおいてもドナー登録が円滑に行われるよう、兵庫県赤十字血液センター職員の骨髄等移植に関する知識習得を進める。

ウ ドナーが骨髄提供しやすい職場環境づくり

平成 29 年度から実施している骨髄ドナー確保等活動支援金制度を周知し、ドナー候補者に選ばれたドナー登録者が骨髄提供しやすい職場環境づくりを企業等に働きかける。

エ 骨髄等移植ドナー助成事業の推進

骨髄等を提供した者に対する助成に要した市町の経費に対して、県がその 1/2 を支援する骨髄等移植ドナー助成事業の普及を進め、県内市町の助成事業実施を促進することにより、ドナーの負担軽減及び、ドナー登録者の確保と移植率の向上を図る。

(2) 臍帯血に係る研修会の開催

ア 臍帯血搬送・啓発ボランティア等研修会の開催

臍帯血の搬送及び普及啓発ボランティアの研鑽並びに活動発表の場となる研修会を開催する。

イ 臍帯血採取技術研修

臍帯血採取従事者（産科医師、助産師等）を対象に、より細胞数の多い臍帯血の確保を図るため、採取技術向上を目的とした研修会を開催する。

(3) 造血幹細胞移植に関する普及啓発の充実

ア 造血幹細胞移植推進特別講座の開催

造血幹細胞移植の推進を図るためには、若年層のドナーを確保することが重要

であることから、大学生等を対象に造血幹細胞移植に関する講演会等を開催する。
なお、講演会等においては、献血啓発等も併せて行い、将来の献血基盤の確保に努める。

イ 高校生等を対象とした啓発セミナーの実施

兵庫県赤十字血液センターが行う「献血セミナー」に、骨髄等移植に関する基礎知識を加えることにより、若年層に対する啓発に努める。

ウ 企業を通じた普及啓発の促進

ドナー登録年代の勤労者を擁する企業による普及啓発活動を支援する。

エ 妊産婦等に対する普及啓発

臍帯血を安定的に確保するため、妊産婦のほか広く県民に対して、啓発資材を作成・配布し、臍帯血移植に関する普及啓発を行う。

(4) 造血幹細胞バンク事業推進功労者の顕彰

ア 兵庫県献血推進協議会長感謝状の贈呈

造血幹細胞バンク事業の推進に顕著な功績のある団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。

イ 厚生労働大臣感謝状の伝達

臍帯血移植の治療成績向上に大きな功績のある施設に対して贈呈される、厚生労働大臣感謝状の伝達を行う。

(5) 兵庫さい帯血バンクへの支援

兵庫さい帯血バンクに対し、移植に適した安全で有効細胞数の多い臍帯血の安定的な確保のための支援を行うとともに、同バンクが研究用臍帯血の提供等により、再生医療の発展に寄与していることをPRすることで、医療機関、関係団体及び県民の臍帯血バンク事業に対する理解を深め、幅広い協力を呼びかける。

V その他

1 血液製剤の安全性の向上に関する取組

血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、広く県民に周知徹底を図る。

2 災害時等における輸血用血液の確保

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時や新興・再興感染症のまん延下の状況においては、必要な輸血用血液を適切かつ迅速に確保するため、兵庫県赤十字血液センターが取り組む、安心・安全な献血環境の保持や、献血者の感染防止対策を支援するとともに、関係機関と十分な連携を図り、必要とされる献血量を把握した上で、報道機関等の協力を得て様々な広報媒体を活用して積極的な献血を呼びかける。

なお、確保された血液については、兵庫県赤十字血液センターの機能を十分に活用するとともに、日本赤十字社兵庫県支部と連携を図り、医療現場への円滑な供給を図る。

令和5年度 献血受付者目標数について

1 目標数設定の考え方

県民医療に必要な輸血用血液の安定確保、並びに、血漿分画製剤用原料血漿の確保目標量（都道府県割当量）の達成

2 令和5年度において必要な献血人員と血液量

- 必要とされる血液量 **91,038 L (※)**
(※) 厚生労働省より提示された全国の必要量を、日本赤十字社において調整し、都道府県と協議して決定
- 必要とされる献血者数
輸血用血液製剤の需要見込みと原料血漿の確保目標量から、献血者数を算出（近畿ブロック血液センター作成資料のとおり）
- 必要とされる献血受付者目標数
受付者目標数は、必要献血者数に、過去3か年の問診及び血色素検査等により献血出来なかった率（献血不適格者率）を逆算して算出した。

	献血受付者数	必要献血者数
200mL献血	4,600 人	4,128 人
400mL献血	164,800 人	145,952 人
血漿成分献血	39,500 人	34,971 人
血小板成分献血	24,800 人	22,024 人
計	233,700 人	207,075 人

参考：算出根拠

過去実績(R1～R3年度)

	献血 受付者数(a)	献血者数(b)	適格者率
R1	239,770	208,291	0.86871168
R2	244,916	217,093	0.88639779
R3	240,424	216,567	0.90077114
計	725,110	641,951	0.88531533

R5年度献血受付者目標数の算出

	目標 献血者数(x)	適格者率(y)	献血受付者 目標数(x÷y)	10の位 切り捨て
200mL	4,128	0.88531533	4,663	4,600
400mL	145,952	0.88531533	164,859	164,800
血漿成分	34,971	0.88531533	39,501	39,500
血小板成分	22,024	0.88531533	24,877	24,800
計	207,075		233,900	233,700

(案)

令和5年度の献血の推進に 関する計画

令和5年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血推進の実施体制と役割	1
2 献血推進のための施策	2
(1) 普及啓発活動の実施	
ア 国民全般を対象とした普及啓発	
イ 若年層を対象とした普及啓発	
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
(2) 採血所の環境整備等	
ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
イ 献血者の利便性の向上	
第3 その他献血の推進に関する重要事項	5

1	献血の推進に際し、考慮すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
	(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
	(3) 採血基準の在り方の検討	
	(4) まれな血液型の血液の確保	
	(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施	
2	輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応・・	6
3	災害時等における献血の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価・・・・・・・・	6

令和5年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和5年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。

第1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 令和5年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤52万リットル、血漿製剤^{しょう}25万リットル、血小板製剤17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和5年度には、全血採血による135万リットル及び成分採血による85万リットル（血漿成分採血^{しょう}54万リットル及び血小板成分採血31万リットル）の計220万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和3年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和5年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿^{しょう}分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、

商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、千葉県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿^{しょう}分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を

促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(7) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- ・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血

液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。

- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(I) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。

- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和6年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

令和5年度以降の兵庫県献血推進協議会の開催時期について

下記により、毎年度2月～3月に開催している兵庫県献血推進協議会の開催時期を早めたいと考えています。

記

1 現状

- (1) 本協議会は昭和39年11月11日付けで国から発出された「献血推進対策要綱について」に基づき、兵庫県献血推進協議会設置要綱を策定して設置している。
- (2) 国の通知では、協議会の行う業務の一つとして、確保すべき血液の目標量（以下「目標量」という。）の検討が明記されている。
- (3) 本県の目標量については、日本赤十字社は血液法の規定に基づいて作成している「献血受け入れに関する計画（以下「受け入れ計画」という。）」の数字と同じ値となっている。
- (4) 受け入れ計画（案）が提示されるのは、例年1月頃であるため、協議会の開催時期が2月から3月になっている。

2 現在の献血推進協議会の問題点等

- (1) 本県の次年度の予算要求の時期が10月であることから、本協議会で普及啓発に係る意見を頂いても予算を伴うものであれば、本県の献血等推進計画に反映することが困難である。
- (2) 受け入れ計画と異なる目標量を設定することは不可能である。

3 国の都道府県献血推進計画の見直し方針について

各都道府県の協議会開催時期については、各都道府県の判断に基づいて実施することが可能となった。

4 令和5年度以降の献血推進協議会の事務の流れについて

- (1) 夏から秋頃に献血推進協議会を開催する。その際、本県の献血等推進計画（案）については、目標量以外の項目について協議する。
- (2) 国の推進計画及び日本赤十字社の受け入れ計画が提示されたら、改めて目標量を含めた委員に献血等推進計画（案）を提示する（会議は開催しない）。

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 1 日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

都道府県献血推進計画について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において都道府県献血推進計画（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第5項）に係る提案があり、別紙 1 のとおり閣議決定されたことを受け、令和 4 年度の薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会献血推進調査会において、同計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて同計画の期間を判断することを可能とすること等について検討を進めてきました。

その結果、同計画の策定については、引き続き義務付けを存置することとする一方、都道府県の事務負担の軽減に資する観点から、下記のとおり見直しを行うこととしましたのでお知らせいたします。

記

（1）都道府県献血推進計画の計画期間について

都道府県献血推進計画の記載事項については、別紙 2 の第 2 - 1 - (1) のとおり、「都道府県献血推進計画において、おおむね、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量、献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項を定めるものとしていただきたい」としており、同計画の計画期間については、法第 10 条第 5 項において、「毎年度」策定することとされているところ、今後は以下のとおりといたします。

- ・記載事項のうち、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については、引き続き毎年度策定することとする。
- ・一方で、その他の記載事項である「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」、「その他献血の推進に関する重要事項」については、変更の必要が生じたときのみ変更することで差し支えないこととする。

(2) その他の策定に伴う手続について

- ・都道府県献血推進計画の策定期間については、従来は国計画の告示後の2月末～3月末の期間で策定していたところ、今後は、都道府県と採血事業者の協議によって各都道府県別の血液目標量が実質的に確定し、血液事業部会の審議をもって厚生労働大臣に答申される11月末～3月末を策定に充てる時期とすることで差し支えないこととする。
- ・同計画の策定に伴う手続（協議会開催等）については、各都道府県の判断に基づいて実施することで差し支えないこととする。

【照会先】

厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課献血推進係 針谷
電話：03-5253-1111（内2908）

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

令和3年12月21日

閣 議 決 定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(30) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

都道府県献血推進計画（10条5項）については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。

薬生発 0827 第 2 号
令和 2 年 8 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正について (抄)

第 200 回国会で成立した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第 63 号。以下「改正法」という。)により、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和 31 年法律第 160 号。以下「法」という。)の一部が改正されました。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令 (令和 2 年厚生労働省令第 155 号)により、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則 (昭和 31 年厚生省令第 22 号。以下「規則」という。)等の一部が改正され、改正法の一部の施行と併せて、令和 2 年 9 月 1 日から施行することとされたところではあります。

これらの改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 法第 1 章 総則関係
(略)

第 2 第 2 章 基本方針等

1 法第 10 条並びに規則第 3 条及び第 3 条の 2 関係

(1) 献血推進計画の記載事項

(略)

(中略) 都道府県献血推進計画において、おおむね、当該年度に献血によ

り確保すべき血液の目標量、献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項を定めるものとしていただきたいこと。

(以下、略)